

(証券コード 6156)  
平成30年 9月 6日

## 株 主 各 位

東京都府中市分梅町二丁目20番5号  
株式会社 エーワン精密  
代表取締役社長 林 哲也

### 第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき平成30年9月21日(金曜日)午後5時30分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

- 1 日 時 平成30年 9月22日 (土曜日) 午後 1時  
(受付開始時間 午後 0時15分)
- 2 場 所 東京都府中市緑町三丁目 5番地の 2  
むさし府中商工会議所会館 3階 大ホール  
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」  
をご参照ください。)

#### 3 会議の目的事項

報告事項 第28期(自 平成29年 7月 1日 至 平成  
30年 6月 30日)事業報告及び計算書類報  
告の件

#### 決議事項

＜会社提案 (第 1号議案から第 3号議案まで) >

第 1号議案 剰余金処分の件

第 2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除  
く。)4名選任の件

第 3号議案 第28期役員賞与支給の件

＜株主提案（第4号議案）＞

第4号議案 取締役の報酬額改定（譲渡制限付株式報酬導入）の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.a-one-seimitsu.co.jp/>) に掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載の計算書類は監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
  3. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.a-one-seimitsu.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 平成29年7月1日)  
(至 平成30年6月30日)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、概ね好調に推移し緩やかながら拡大傾向となりました。

国内の製造業は、世界的に消費活動が堅調で耐久消費財需要も一定水準を確保したことで、生産活動は安定した動きとなりました。国内の個人消費は、天候不順による生鮮品の価格高騰や輸入物価上昇による価格上昇が一巡したことや、雇用環境の改善の兆しが出てきたことなどにより持ち直してきました。耐久消費財に関しては堅調な外需に牽引され、自動車を中心に引き続き好調を維持しました。今後、進展が予想されるITと製造の融合などで電子部品・デバイスは需要増が期待されますが、一時的に一服感が出て伸びは鈍化しました。一方で製造業強化を掲げる中国や新興国などは半導体・電子部品分野の強化を推進しており、日本からの生産設備や資本財の輸出は増加傾向となりました。

現状の環境のもと日本の製造業に求められるのは、高品質、多品種小ロット生産、高機能部材の開発・製造、短納期対応であり、それらを充足するための生産設備・システム・体制の構築が必要となってきました。ここ数年来、大手製造業を中心に利益水準が回復してきており、事業環境の変化に対応するための設備投資は継続しました。

海外においては、米国では好調な経済を背景に個人消費、金融を中心とする企業業績も伸び世界経済を牽引しました。中国では経済成長率はやや鈍化してきましたが、基本的には好調を維持しました。このところ激化してきている米中の貿易摩擦の影響が懸念されましたが、当期においては一時的に自動車生産が減少した程度で大きな影響はありませんでした。

このような状況を受けて当社の受注は、低調なスタートだった昨年7月から月を追うごとに受注は増加し、10月以降はほぼ受注量を維持したまま横ばいで推移しました。

この結果、当期の売上高は2,039,958千円（前年同期比5.6%増）、営業利益は598,195千円（前年同期比6.8%増）、経常利益は614,922千円（前年同期比6.2%増）、当期純利益は461,229千円（前年同期比16.8%増）となりました。

セグメント別の営業の概況は以下のとおりであります。

#### <コレットチャック部門>

コレットチャック部門では、国内製造業の精密部品や高付加価値部品、小中ロット部品加工が一定の生産量であったこと、海外の量産部品加工で付加価値の高いものに当社のコレットチャックが使用されたことなどで、前期並みの受注となりました。

この結果、当セグメントの売上高は1,420,993千円（前年同期比6.0%増）、セグメント利益は714,698千円（前年同期比5.8%増）となりました。

#### <切削工具部門>

切削工具部門では、国内の設備、金型、治具など単品、小ロットの加工は横ばいとなりましたが、自動車を始めとする量産加工は当期に入ってから総じて増加し、市販切削工具の再研磨、特殊切削工具需要とともに底堅い展開となり受注は微増となりました。利益は当期後半に纏まった設備投資をしたことで固定費が増加し微減となりました。

この結果、当セグメントの売上高は592,051千円（前年同期比5.5%増）、セグメント利益は169,533千円（前年同期比0.3%減）となりました。

#### <自動旋盤用カム部門>

自動旋盤用カム部門では、国内外のカム式自動旋盤で加工する量産部品が減少したことにより当社の受注も減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は26,913千円（前年同期比12.0%減）、セグメント利益は11,427千円（前年同期比20.3%減）となりました。

## セグメント別売上高の推移

区 分	平成29年6月期 第27期		平成30年6月期 第28期(当期)		対前期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	千円	%	千円	%	%
コレットチャック部門	1,340,813	69.4	1,420,993	69.7	106.0
切削工具部門	561,061	29.0	592,051	29.0	105.5
自動旋盤用カム部門	30,569	1.6	26,913	1.3	88.0
合 計	1,932,444	100.0	2,039,958	100.0	105.6

### (2) 設備投資の状況

当期において実施した設備投資の総額は197,196千円であり、主にコレットチャック部門及び切削工具部門の機械及び装置の購入によるものであります。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 財産及び損益の状況

区 分	平成27年6月期	平成28年6月期	平成29年6月期	平成30年6月期
	第25期	第26期	第27期	第28期(当期)
売上高	千円 1,920,338	千円 1,925,952	千円 1,932,444	千円 2,039,958
経常利益	千円 503,488	千円 544,808	千円 578,819	千円 614,922
当期純利益	千円 447,101	千円 561,834	千円 394,720	千円 461,229
1株当たり 当期純利益	円 160.78	円 234.15	円 164.51	円 192.23
総資産	千円 7,934,479	千円 8,071,240	千円 8,288,360	千円 8,712,186
純資産	千円 7,159,567	千円 7,338,862	千円 7,651,873	千円 7,961,886
自己資本 率	% 90.2	% 90.9	% 92.3	% 91.4

(注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

2. 当社は平成27年12月2日開催の取締役会決議に基づき、平成28年1月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で、株式分割を行っております。表中の1株当たり当期純利益の金額は平成27年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

## (5) 対処すべき課題

当社が製造・販売するコレットチャック、自動旋盤用カム及び切削工具の製造・再研磨事業は、精密機械部品や各種部品加工、金型・設備・治工具などの加工をするために使用される工具に関するものであり、当社の受注はこれらの加工業界の景気動向に影響を受けており、業績も変動してきました。

今後も国内外の経済・政治動向により世界的に景気変動は繰り返されていくと思われまます。変化を続ける国内外の情勢のなかで日本の製造業は、より高品質な製品、高機能部品、難易度の高い加工、多品種小ロット加工などに移行してきております。このような状況のなか、当社の製造している機械工具においては、標準品に加えて顧客ごとの仕様となるオーダー品が増加する傾向にあり、その内容も多様化してきております。精度が必要とされ複雑な加工を伴うケースでは、加工に適合した工具を使用することで加工効率が向上するため、これからもオーダー品の需要はさらに高まっていくものと思われまます。

このような事業環境の変化に対応するためコレットチャック部門、切削工具部門では、生産設備の増強、人員の拡充・育成で生産対応力を高め、品質・納期の維持・向上を図ってまいります。また、今後ますます需要が高まると思われるオーダー品の受注を確保するために、顧客ニーズはあっても市販されていない工具をオーダーで製作することにより、新たな需要の創出を目指してまいります。

営業面では切削工具部門を中心に市販切削工具の再研磨とオーダー品の切削工具製作・再研磨で、既存の顧客層の深掘りと新たな顧客の開拓を進めて事業基盤の拡充に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成30年6月30日現在）

当社の事業内容は、小型自動旋盤等で用いられるコレットチャック等を製造・販売するコレットチャック部門、各種切削工具の再研磨加工の受託及び特殊切削工具の製造・販売を行う切削工具部門、小型自動旋盤用カムの設計・製造・販売を行う自動旋盤用カム部門の三つの事業部門で構成されております。

(7) 主要な営業所及び工場（平成30年6月30日現在）

事業所名	所在地
本 社	東京都府中市
山梨工場	山梨県韮崎市

(8) 使用人の状況（平成30年6月30日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
95名	3名減	41.0歳	12.8年

(9) 主要な借入先（平成30年6月30日現在）

該当事項はありません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成30年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,600,000株  
(2) 発行済株式の総数 2,399,249株  
(自己株600,751株を除く)  
(3) 株主数 1,363名  
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株 式 会 社 致 知	株 634,400	% 26.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	368,300	15.35
DALTON KIZUNA (MASTER) FUND LP	79,200	3.30
SICAV ESSOR JAPON OPPORTUNITES	65,000	2.70
KSD-NH	42,300	1.76
MSCO CUSTOMER SECURITIES	37,800	1.57
エ ー ワ ン 精 密 従 業 員 持 株 会	37,500	1.56
中 西 崇 介	32,600	1.35
竹 内 忠 夫	26,500	1.10
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	24,200	1.00

(注) 当社は、自己株式（600,751株）を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他会社の株式に関する重要な事項  
特に記載すべき事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（平成30年6月30日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
林 哲也	代表取締役社長		
室田 武師	専務取締役	コレットチャック 部門担当	
金丸 信行	常務取締役	切削工具 部門担当	
梅原 勝彦	取締役相談役		株式会社致知 代表取締役社長
倉橋 幹郎	取締役 (常勤監査等委員)		
佐藤 昭三	取締役 (常勤監査等委員)		
鈴木 誠	取締役 (監査等委員)		九段下税理士合同事務所 税理士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）倉橋幹郎氏及び取締役（監査等委員）鈴木誠氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員鈴木誠氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、社外取締役倉橋幹郎氏及び社外取締役鈴木誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、業務執行取締役に対する監査・監督機能を高めるため、倉橋幹郎氏及び佐藤昭三氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 当社は定款に、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めておりますが、現時点において、取締役との間で責任限定契約を締結しておりません。

## (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額及び員数

区分	人員	金額	摘要
		千円	
取締役（監査等委員を除く）	4名	66,770	—
取締役（監査等委員）	3名	10,540	—
（うち社外取締役）	（2名）	（3,940）	—
計	7名	77,310	—

(注) 1. 上記報酬等の額には、平成30年9月22日開催の第28期定時株主総会において決議予定の役員賞与15,000千円（取締役（監査等委員を除く）4名）を含んでおります。

2. 報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当期繰入額9,510千円が含まれております。内訳は、以下になります。

取締役（監査等委員を除く）	8,570千円
取締役（監査等委員）	940千円
（うち社外取締役）	340千円

## (3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員）鈴木誠氏は九段下税理士合同事務所の税理士を兼任しております。当社と同税理士事務所との間には特別な関係はありません。

②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

社外取締役（監査等委員）倉橋幹郎氏は、当期に開催した16回すべての取締役会に出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から適宜発言を行いました。また、当期に開催した監査等委員会15回すべてに出席し、監査状況の報告、確認を行いました。

社外取締役（監査等委員）鈴木誠氏は、当期に開催した16回すべての取締役会に出席し、主に税理士の専門的立場から発言を行いました。また、当期に開催した監査等委員会15回すべてに出席し、監査状況の報告、確認を行いました。

## (4) その他会社役員に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人A&Aパートナーズ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬額

14,000千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画の内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任免除契約の内容概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を取締役会議によって法令の限度において免除する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合は、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、全社員の行動・判断基準とするべく「経営理念」「倫理規程」を定めて、全取締役及び使用人の意思の統一を図り、関係法令を遵守し社会に適合した行動をするための指針としている。
- ② 取締役会については、月に1回以上の頻度で、原則としてすべての取締役が出席し、関係法令、取締役会規程に準拠し、取締役の職務の執行が適切に行われているかを統制している。
- ③ 監査等委員会については、月に1回程度の頻度で開催し、監査等委員間の意思疎通を行うとともに、取締役の職務執行についての監査の有効性を確保している。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存は、文書又は電磁的媒体にて行い、「文書管理規程」に基づき、文書の種類により1年、5年、7年、10年、永久の保存年限を定め、必要に応じて随時閲覧できるようにしている。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスク管理に関わる事項は、「リスク管理規程」に規定しており、リスク管理担当グループにおいて定期的にリスクの洗い出し、内容評価を実施し、代表取締役社長へ報告し、代表取締役社長は評価の分析を行い、対応方針を決定する。
- ② 日常業務で発生する可能性のあるリスクに関しては、各社員が各業務グループ長へ報告をし、各業務グループ長が適切なリスク管理を行いリスク回避に努める。リスク発生が差し迫っていると認知した場合、速やかに担当取締役へ報告し、必要に応じて取締役間で協議・対応を行う。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、監査等委員会制度を採用し、取締役会における業務執行取締役等に対する監督を強化するとともに、規程により取締役会での専決事項を明確にすることで、日常的に必要な重要な業務執行の全部または一部を業務執行取締役等へ委任し、業務執行の意思決定の迅速性、業務執行の機動性を確保して、経営計画を達成する体制を整備する。
- ② 職務執行を迅速性、実効性のあるものとするために「業務分掌規程」「職務権限規程」により責任、権限を明確にして、業務遂行の円滑化を図る。

**(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

該当事項はありません。

**(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は監査等委員会と協議をして必要な使用人の配置、補助業務の円滑な遂行が可能な体制を整えるものとする。また、当該使用人については監査等委員会の管轄とし、監査等委員でない取締役からは独立した立場を確保する。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、監査等委員会に報告を行ったことにより不利な取扱いを受けることのないようにする。
- ③ 監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、監査等委員会の職務の執行に関するものでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

(7) 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員は、重要な意思決定や業務執行の状況を把握、監督するために、取締役会へ出席してその決議に参加し、必要に応じて重要な書類の閲覧、業務執行取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ② 監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員の求めに応じて会社の状況、業務執行状況、意思決定の経緯、その他の事項についてその内容の報告を行い、監査等委員会の業務が実効性を伴い適切に行われるように協力するものとする。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社は、社会秩序や企業活動の健全性に脅威を与える反社会的勢力及びその団体を遮断し、一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合は、断固として要求に応じない姿勢を維持する。
- ② 反社会的勢力の要求には、組織として対応を図るとともに、所轄警察署等の外部専門家と連携して、社内体制の整備を行うものとする。

## (9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、平成27年9月27日開催の取締役会で「内部統制システムの構築に関する基本方針」を一部改正しました。監査役設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴う改正であります。当期におけるその運用状況の概要を記載します。

当社は、機能別および工程別に分類されたグループ長が、担当業務について各種法令・定款に適合し規程およびマニュアル等に準拠して、適切かつ効率的に遂行されているか日常的にモニタリングしております。その状況を内部監査担当と監査等委員会で意思疎通を図り協力して、内部統制上適正か監査してまいりました。

監査等委員会では、監査等委員会で決定した監査方針に基づき、当事業年度に実施された取締役会16回すべてに出席し、業務執行取締役等の職務執行・職務内容の適正性を監査し、重要な意思決定への決議を通じて監督機能を果たしました。また日常的なモニタリング以外に、年に1回定期的に実施する内部監査において、業務全般の適正性について監査しました。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

---

(注) この事業報告の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成30年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,740,161</b>	<b>流動負債</b>	<b>296,588</b>
現金及び預金	6,059,312	買掛金	18,559
受取手形	134,020	未払金	98,633
売掛金	331,811	未払費用	13,692
製品	1,911	未払法人税等	124,414
原材料	26,446	役員賞与引当金	15,000
仕掛品	163,669	その他	26,289
繰延税金資産	23,425	<b>固定負債</b>	<b>453,712</b>
その他	205	退職給付引当金	351,292
貸倒引当金	△642	役員退職慰労引当金	102,420
<b>固定資産</b>	<b>1,972,025</b>	<b>負債合計</b>	<b>750,300</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,405,923</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物	500,632	<b>株主資本</b>	<b>7,922,173</b>
構築物	9,961	資本金	292,500
機械装置	564,537	資本剰余金	337,400
車両運搬具	314	資本準備金	337,400
工具器具備品	1,608	<b>利益剰余金</b>	<b>8,133,606</b>
土地	328,869	利益準備金	20,000
<b>無形固定資産</b>	<b>2,410</b>	その他利益剰余金	8,113,606
ソフトウェア	1,756	特別償却準備金	19,655
電話加入権	653	別途積立金	7,240,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>563,691</b>	繰越利益剰余金	853,951
長期預金	301,727	<b>自己株式</b>	<b>△841,332</b>
投資有価証券	145,657	<b>評価・換算差額等</b>	<b>39,712</b>
破産更生債権等	415	その他有価証券評価差額金	39,712
長期前払費用	1,225		
繰延税金資産	115,061	<b>純資産合計</b>	<b>7,961,886</b>
その他	19		
貸倒引当金	△415	<b>負債・純資産合計</b>	<b>8,712,186</b>
<b>資産合計</b>	<b>8,712,186</b>		

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)



## 損 益 計 算 書

(自 平成29年7月1日)  
(至 平成30年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,039,958
売 上 原 価		1,152,700
売 上 総 利 益		887,258
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		289,062
営 業 利 益		598,195
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,984	
売 電 収 入	8,951	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	385	
そ の 他	405	16,726
経 常 利 益		614,922
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	134	134
税 引 前 当 期 純 利 益		614,787
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	205,618	
法 人 税 等 調 整 額	△52,061	153,557
当 期 純 利 益		461,229

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

(自 平成29年7月1日)  
(至 平成30年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計
平成29年7月1日残高	292,500	337,400	337,400
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
特別償却準備金の取崩			
別途積立金の積立			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	-	-	-
平成30年6月30日残高	292,500	337,400	337,400

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
	利 益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		特 別 償 却 準備金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成29年 7月1日残高	20,000	39,254	6,940,000	817,086	7,816,340	△840,939	7,605,300
事業年度中の 変 動 額							
剰余金の配当				△143,964	△143,964		△143,964
特別償却準備金の取崩		△19,598		19,598			
別途積立金の積立			300,000	△300,000			
当期純利益				461,229	461,229		461,229
自己株式の取得						△393	△393
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	△19,598	300,000	36,864	317,265	△393	316,872
平成30年 6月30日残高	20,000	19,655	7,240,000	853,951	8,133,606	△841,332	7,922,173

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
平成29年7月1日残高	46,573	46,573	7,651,873
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△143,964
特別償却準備金の取崩			—
別途積立金の積立			—
当期純利益			461,229
自己株式の取得			△393
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△6,860	△6,860	△6,860
事業年度中の変動額合計	△6,860	△6,860	310,012
平成30年6月30日残高	39,712	39,712	7,961,886

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成30年8月20日

株式会社エーワン精密  
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員

業務執行社員 公認会計士 岡 賢治 ㊞

指定社員

業務執行社員 公認会計士 町田 眞友 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エーワン精密の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査等委員会は、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年8月22日

株式会社エーワン精密 監査等委員会

監査等委員長 倉橋 幹郎 ㊟

監査等委員 佐藤 昭三 ㊟

監査等委員 鈴木 誠 ㊟

(注) 取締役（監査等委員）倉橋幹郎及び取締役（監査等委員）鈴木誠は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

#### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置づけ、毎期の当期純利益に対する配当性向を約30%としておりますが、第28期の経営環境を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、  
167,947,430円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年9月26日といたしたいと存じます。

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその金額  
別途積立金 300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその金額  
繰越利益剰余金 300,000,000円



## 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

本総会終結の時をもちまして、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)全員(4名)が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	はやし てつや 林 哲也 (昭和40年6月10日生)	平成元年4月 野村證券株式会社入社 平成16年1月 当社入社 平成17年7月 西日本営業所長 平成17年9月 取締役就任 平成19年10月 代表取締役社長就任(現任)	2,000株
2	むろた たけし 室田 武師 (昭和38年12月25日生)	昭和61年3月 株式会社エーワン精密 (現株式会社致知)入社 平成2年7月 当社入社 平成9年10月 コレットチャック部門 リーダー 平成15年9月 取締役就任 コレットチャック部門担当 (現任) 平成19年10月 常務取締役就任 平成23年10月 専務取締役就任(現任)	9,600株
3	かねまる のぶゆき 金丸 信行 (昭和43年12月24日生)	昭和63年5月 株式会社エーワン精密 (現株式会社致知)入社 平成2年7月 当社入社 平成12年12月 切削工具部門リーダー 平成19年9月 取締役就任 切削工具部門担当(現任) 平成23年10月 常務取締役就任(現任)	4,200株
4	うめはら かつひこ 梅原 勝彦 (昭和14年3月5日生)	昭和36年3月 大森電機工業株式会社入社 昭和40年5月 有限会社ミツワ製作所を実兄 梅原幸雄と設立 昭和45年9月 有限会社エーワン精密 (現株式会社致知)を設立 同社代表取締役社長就任 (現任) 平成2年7月 当社を設立 同社代表取締役社長就任 平成19年10月 取締役相談役就任(現任)	一株

(注)各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第3号議案 第28期役員賞与支給の件

当期の業績に対する労に報いるため、経営環境を勘案して当期末における取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名に対し総額15,000,000円の役員賞与を支給したいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会の決定によることといたしたいと存じます。

## ＜株主提案（第4号議案）＞

第4号議案は、株主からのご提案によるものです。

提案の内容及び提案の理由につきましては、株主から提出された少数株主の提案権行使書面の議案の要領及び提案の理由を原文のまま記載したものです。

なお、提案株主（1名）の議決権の数は、792個であります。

### 第4号議案 取締役の報酬額改定（譲渡制限付株式報酬導入）の件

#### （1）提案の内容及び理由

##### 1. 議案の要領

業務執行取締役（会社法第2条第15号イに定義する業務執行取締役を意味します。以下、「対象取締役」といいます。）それぞれに対して、各対象取締役の職務に対する報酬として、現行の取締役報酬に追加して、下記のとおり金銭債権を支給する。

- ・ 当該金銭債権は譲渡制限付株式報酬に係る第三者割当てに対する現物出資に充てられるものとする。
- ・ 対象取締役に支給する金銭債権の総額は1億円とする。
- ・ 譲渡制限期間は10年以上とする。
- ・ 具体的な支給時期、発行株式数及び配分については、取締役会で決定する。

##### 2. 提案の理由

私共は日頃より投資先の皆様に積極的な株式報酬の実施をお勧めしております。私共の願いは、取締役の皆様が多く株式（長期目標の目安として基本報酬の5倍程度）を保有する事で、長期な会社の存続・発展に事業オーナーとしてお取り組み頂けるようになる事です。

これによる長期的な業績・価値向上の便益は報酬の費用をはるかに上回るものと期待しております。

貴社におかれましては林代表取締役社長を始めとする現行の経営体制発足から10年以上が経ち、業績も順調に推移しています。しかしながら株式のオーナーシップがご創業者の梅原相談役のみにとどまっており、今後の更なる会社の発展のためには現役世代へのオーナーシップ継承が課題と考えます。昨年度の実績（監査等委員及び社外取締役を除く）への報酬（基本報酬＋賞与）が一人当たり1400万円程度にとどまっている点にも鑑み、私共は現状の実績報酬に追加する形での株式報酬導入を提案いたします。

数ある株式報酬制度のなかでも私共は譲渡制限付株式報酬をお勧めしております。これは「攻めの経営を促す役員報酬」制度として、経済産業省の主導のもと2016年に税制改正を経て実質的な制度解禁がなされた制度です。疑似的な株式所有であるストックオプションと異なり、譲渡制限付株式報酬は付与されたその日から通常の株式と議決権と配当権を有する事になり、オーナーシップの醸成手段として望ましい性質を有していると私共は考えます。

以上

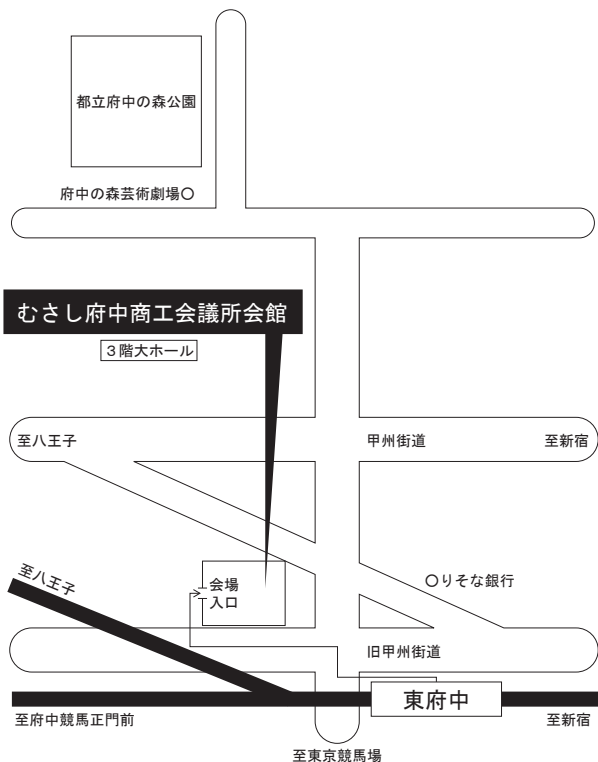
## （2）取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

当社は、13年前から11年前の間に業務執行取締役が入れ替わっています。以前は社長を含めて業務執行取締役が5名でしたが、現行は3名です。業務執行範囲をそのままに人数を絞り、固定部分の実績報酬額を抑えることで利益の向上を図り、株主への利益還元を増大を目指すものであります。この様な当社の役員報酬の考え方から、現状では実績報酬額を大幅に増やすことは考えていません。また、実績報酬額の多寡により、取締役のインセンティブへの影響はないと考えております。

以上

# 定時株主総会会場ご案内図



## むさし府中商工会議所会館 3階 大ホール

〒183-0006 東京都府中市緑町三丁目5番地の2  
TEL. 042-362-6421  
FAX. 042-369-9889

### 交通機関のご案内

京王線 東府中駅下車徒歩1分